

広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項

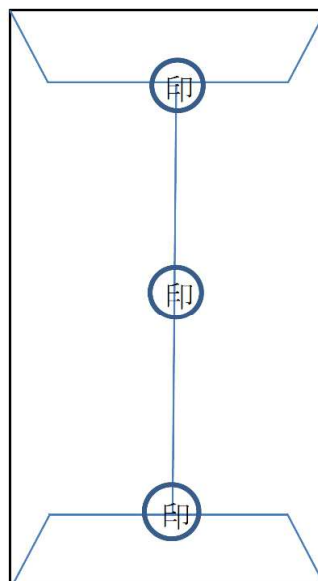
令和3年5月14日

1 入札方法

(1) 入札書	入札書は、本組合所定の様式を使用し、入札金額等の必要事項の記載及び入札の権限を有している者の記名押印とすること。
(2) 入札金額	<p>総額（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）を記載する。</p> <p>入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(3) 落札者の決定	競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前には行わず、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「落札候補者」という。）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に競争入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定する。
(4) 入札方法	<p>入札案件ごとに定める入札期間に担当課に持参して入札箱に投入するものとする。</p> <p>入札書は、定形封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表面に物品・委託役務の名称、開札予定日時、入札書が在中している旨及び商号又は名称を記載すること。封印の仕方については、封筒記載例を参照すること。</p> <p>入札書を郵送又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出するときは別に定める方法によるものとし、入札期間の最終日までに到着した入札書について、持参による入札箱への投入と同様に取り扱う。</p> <p>なお、入札書の投入後は、いったん投入された入札書の書換え、引き換え、撤回をすることはできない。</p>

【封筒記載例（入札書の場合）】

提出者	開札予定日時	名称
〇〇株式会社	令和〇年〇月〇日〇時〇分	〇〇業務
入札書在中		



表

定型封筒

裏

2 入札参加資格

(1) 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- オ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、東広島市、竹原市もしくは大崎上島町の指名除外措置を受けている者
- カ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 施行令第167条の4第2項に該当する者で、東広島市長、竹原市長もしくは大崎上島町長が入札に参加させないこととした者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 開札日の前日において、次の(ア)(イ)いずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者。ただし、別途当該滞納額等を納入する意思を表明した者を除く。
 - (ア) 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
 - (イ) 入札参加を希望する法人の代表者(個人)

(2) 案件ごとの入札参加資格について

入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

(3) 資格要件の取り扱いについて

- ア 特別の定めがある場合を除き、入札参加資格は、開札日の前日の状況により判断する。
- イ 「配置予定技術者」の入札参加資格の判断基準は、次のいずれも満たすことを必須とする。
 - (ア) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
 - (イ) その他管理者が必要と認めるもの。

3 仕様書等の閲覧方法

- ア 仕様書等は広島中央環境衛生組合ホームページに掲載する。
- イ 見本の閲覧を希望する者は、入札案件ごとに定める仕様書閲覧期間に、担当課で閲覧できる。
- ウ 入札参加者がパソコン環境の障害等により広島中央環境衛生組合ホームページを閲覧できない場合は、入札案件ごとに定める仕様書閲覧期間内に、担当課に申出れば配布を受けることができる。ただし、郵送による配布は行わない。

4 入札回数

入札回数は、3回までとする。

5 開札

(1) 開札の立会い

- ア 開札に立ち会うことができる者は入札者又はその代理人のほか、申し出により管理者が認めた者とする。
- イ 開札に立ち会おうとする者は、入札の公告に記載された時刻までに開札会場に入場しなければならない。

(2) 開札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、開札時にくじ引きにより落札候補者を決定する。なお、代理人がくじ引きに参加しようとするときは委任状を提出すること。
- ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に定める方法により開札日の翌日以降に再度の入札を実施するものとする。再度の入札は、開札の立ち会いの有無に関わらず参加できるものとする。

6 資格要件確認資料の提出

- (1) 開札後、落札者の決定を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。
- (2) 落札候補者となった者は、入札公告で営業所等所在地を要件で定めている場合、その営業所等のある市町村の滞納額等がない証明書を取得し、組合に提出すること。また、その他入札案件ごとに定める資格要件確認資料を持参により提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。
- (4) 提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。
- (5) 資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 前各号の規定に関わらず、入札の公告において特に定めた場合は、別に定めるところにより提出を予定する資格要件確認資料について入札期日までに管理者の確認を受けるものとする。この場合における資格要件確認資料の確認は全入札参加者に求めるものとする。

7 入札参加資格の確認

特別の定めがある場合を除き、開札日の前日を基準として入札参加資格の有無を確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に東広島市、竹原市もしくは大崎上島町の競争入札参加資格の指名除外措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

8 落札者の決定

7により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に同様の確認を行い、落札者を決定するものとする。

9 入札結果等の公表

開札日（再度の入札を実施したときは、その入札が終了した日）の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を広島中央環境衛生組合ホームページで公表するとともに、落札候補者にはファックスで、全ての落札者には電話で連絡をする。

10 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 広島中央環境衛生組合業務委託競争契約入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札

ウ 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たないもの

(3) 契約保証金

落札者は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等（利付国債）の提供又は金融機関等が発行した保証証書の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次の項目に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 損害保険会社と履行保証保険契約を締結した場合。

イ 当該契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間当該契約と種類を同じくする最終契約金額が本契約の契約金額の8割以上の契約を広島中央環境衛生組合又は国（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に完了している場合。

なお、国又は他の地方公共団体の履行実績により契約保証金の免除を申し出る場合は、契約履行実績証明書（契約書、検査結果通知書及び支払関係書類の写しは認めない。）を提出すること。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 契約の締結

ア 落札者は、契約書を作成する場合においては、担当職員から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から起算して5日以内（広島中央環境衛生組合の休日を定める条例（平成21年10月1日条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に、これを担当職員に提出しなければならない。

イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者が負担する。ただし、契約書用紙は、広島中央環境衛生組合が交付する。

(6) 入札の延期等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合等、

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) その他

ア 提出された入札書及び資格要件確認資料（補正及び追加資料を含む。）については、書換え又は引換えをすることができない。

イ この入札に際しては、広島中央環境衛生組合契約規則、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得に従わなければならない。

ウ 期間中の受付等手続きは、公告によるものとする。公告に定めがないものについては、広島中央環境衛生組合の休日を定める条例に規定する組合の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ 契約書は担当課で手交する。